平成２７年（再イ）第２１号
北海道小樽市幸２丁目22番45号
再生債務者　玉橋　聖治
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月５日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第４８１号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目１番８号（営業所所在地大阪市旭区大宮４丁目６－６　１階）
再生債務者　居酒屋大宮こと　中島　**徳**一
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第５７１号
大阪府八尾市西高安町１丁目41番地の７
再生債務者　兵頭　条児
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第４９号
大阪府枚方市東山１丁目45番地（207）
再生債務者　福原　俊也
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第１号
堺市中区深井北町52番地51　前住所大阪府八尾市東太子２丁目６番10号
再生債務者　龍野　良一
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再イ）第７号
広島県三原市皆実４丁目８番20号
再生債務者　石岡　捷三
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月５日　広島地方裁判所尾道支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第８１１号
大阪府大阪市港区八幡屋４丁目４番１－204号
再生債務者　森岡　清美（認可決定時の氏名森岡清美こと趙清美）
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年11月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第６９８号
東京都台東区根岸２－21－５－402
再生債務者　黒澤　奈々
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年４月１日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第９号
沖縄県浦添市字沢岷974番地16
再生債務者　匹田　義宏
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月２日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月16日から平成28年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2974番地２
再生債務者　阿部　昌人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月22日まで
平成28年４月１日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第１７号
京都市左京区鹿ケ谷上宮ノ前町20番地６（前住所）京都市山科区東野八代48番地11
再生債務者　村本　周二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月９日まで
平成28年４月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第５号
千葉県野田市木間ケ瀬3778番地２
再生債務者　小林　春夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月１日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（再ロ）第１３号
札幌市白石区南郷通10丁目南３番38号　白石ＫＤ－102号
再生債務者　中根　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月５日
札幌地方裁判所民事第４部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成28年４月13日　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
(1)　小学校教諭二種免許状
平23小二第460号
2　授与年月日及び授与権者
(1)　平成24年３月31日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
菅野　清和　千葉県
4　失効年月日
平成28年３月30日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月二十日であり、組織変更後の商号はアツタ機工株式会社とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十八年四月十三日
名古屋市熱田区高蔵町四番六号
合資会社アツタ機工商会
代表社員　柳瀬　勝仁

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年六月十五日です。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年四月十三日
千葉県柏市柏五丁目四番五号
有限会社高齢者給食センターかしわ
代表取締役　渋澤　あゆみ